

令和7年村上市教育委員会12月定例会会議録

○ 日 時

令和7年12月23日（火）午後4時00分 開会

○ 場 所

生涯学習推進センター2階 大・中会議室

○ 出席委員

遠 藤 友 春	教育長
横 山 吉 夫	委員（教育長職務代理者）
大 滝 豊	委員
板 垣 英 樹	委員
小 川 涼 子	委員

○ 欠席委員

なし

○ 出席した事務局職員

学校教育課長	小 川 智 也
学校教育課 管理主事	木 村 博
〃 指導主事	只 木 雅 実
〃 指導主事	高 橋 真 徳
〃 課長補佐	百 武 靖 之
〃 教育総務室長	鈴 木 祐 輔
〃 未来の学校創造室長	中 山 晴 剛
生涯学習課長	平 山 祐 子
生涯学習課 社会教育推進室長	片 岡 昌 幸
〃 スポーツ推進室長	佐 藤 克 也
〃 スポーツ推進室主幹	菅 原 和 英
〃 文化行政推進室長	吉 井 雅 勇
〃 教育情報センター長	太 田 尚 美
村上教育事務所長	鈴 木 祐 輔
荒川教育事務所長	中 村 蘭 子
神林教育事務所長	田 村 富 夫
朝日教育事務所長	本 間 憲 一
山北教育事務所長	本 間 宏

○ 欠席した事務局職員

なし

○ 書 記

学校教育課 教育総務室長

鈴 木 祐 輔

○ 会議に付した議件等

- ・会議録署名委員の指名について
- ・11月定例会会議録の確認について
- ・報第9号 一般報告事項について
- ・議第24号 村上市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第25号 村上市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第26号 村上市総合文化会館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第27号 村上市さんぽく会館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第28号 村上市生涯学習推進センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第29号 村上市教育情報センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第30号 村上市スケートボード施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第31号 村上市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- ・議第32号 村上市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長

午後4時00分開会宣言

遠藤教育長

ただいまより、令和7年度12月定例教育委員会を開会します。はじめに私のほうから一言ご挨拶させていただきます。

今日は、12月9日に開催された「令和7年度むらかみ長寿大学閉講式」に寄せたビデオメッセージの一部を取り上げお話させていただきます。市議会定例会の会期中で、当日は総務文教常任委員会と重なっておりましたが、毎年、この長寿大学の閉講式や閉講式は必ず出席させていただいておりましたので、ビデオメッセージで祝辞を述べさせていただきま

した。

毎年この時期、1年があつという間に過ぎ去ったと感じるのは私だけではないと思います。年をとるたびに時間の流れが早くなる感覚のことを「ジャネーの法則」と言うのだそうです。同じ1年間でも、年齢を重ねるにつれて、1年間の人生全体に占める割合が小さくなるというのです。

例えば、1歳の子どもにとっての1年の体感時間は365日、10歳だと36.5日、60歳だと6日、70歳だと5.2日、100歳だと実に3.6日になるのです。これは極端な日数なので、あくまで年齢を重ねるごとに体感時間が短くなるという目安です。

この体感時間は、脳の活動量と記憶に関係あるようです。脳の働きからみると、脳の活動量が多いほど時間がゆっくり流れるように感じ、逆に活動量が少ないと時間が早く流れるように感じるというのです。

子どもの頃は、毎日が新しい経験の連続であり、脳は多くの情報を処理して記憶します。これにより振り返ったときに時間が長く感じられるのだそうです。一方、大人になると生活がパターン化し、新しい経験が減少するため、記憶される情報が少なくなり、時間が早く過ぎたと感じやすくなるというのです。長く生きて生活に新鮮味がなくなると、脳の活動量は低下し、時間の経過が早く感じられ、老化していくことにつながってしまいます。毎日の生活に新鮮味がないと言うわけでは決してありません。一般的なことです。

そこで、私たちの脳の活動量を増やし、体感時間を少しでも長く感じられるようにするために、新しいことにチャレンジすることが必要なのです。脳に刺激を与え続けることで、歳をとってからも充実した生活をできるようにしたいものです。本市の様々な教育行政の推進において、悪い意味での情報や刺激は決して望みませんが、「村上祭の屋台行事」ユネスコ無形文化遺産登録や平野歩夢選手の冬季オリンピックに向けた活躍等、うれしい知らせは脳にも新鮮な刺激を与えてくれるのではないかと思います。本日はよろしくお願ひいたします。

・会議録署名委員の指名について

遠藤教育長 それでは、会議録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

遠藤教育長 会議録署名委員は、板垣委員と横山委員にお願いします。

・11月定例会会議録の確認について

遠藤教育長 11月定例会会議録について確認します。各委員には自分の発言が漏れていないか、表現が違わないか確認していただきます。

遠藤教育長 11月定例会会議録について何かござりますか。

遠藤教育長 11月定例会会議録は確認されました。

・報第9号 一般報告事項について

遠藤教育長 報第9号について上程します。

最初に私から、一般報告事項を報告させていただきます。

11月11日、第1回人事異動会議、開催されました。12日、新教組岩船支部市教委交渉。13日、税の作文表彰式。14日、市校長会議。15日、村上地区スポーツ3団体合同記念事業・祝賀会、開催されました。17日、県教育振興基本計画策定有識者会議。19日、荒川総合体育館改修工事住民説明会。20日、村上市教育支援委員会。市図書館協議会、出席しました。22日、チビユニティー公演。24日、市競技スポーツ強化事業講演会、出席しました。25日、市議会全員協議会。26日、定例教育委員会。30日、アルビレックス新潟ホーム最終戦。12月2日、市議会第4回定例会初日。3日、序議。夜、村上第一中学校、村上東中学校の第3回統合推進委員会、開催されました。4日、5日、市議会一般質問。9日、総務文教常任委員会、むらかみ長寿大学閉講式、ビデオメッセージを送らせてもらいました。以上、報告させていただきました。

- 遠藤教育長 学校教育課長、お願ひします。
- 学校教育課長 学校教育課の一般報告事項等について報告する。
- 社会教育推進室長 社会教育推進室の一般報告事項等について報告する。
- スポーツ推進室長 スポーツ推進室の一般報告事項等について報告する。
- スポーツ推進室主幹 スケートパークの一般報告事項等について報告する。
- 文化行政推進室長 文化行政推進室の一般報告事項等について報告する。
- 教育情報センター長 教育情報センターの一般報告事項等について報告する。
- 遠藤教育長 それでは学校教育課、生涯学習課の報告事項について質疑等がありましたらお願ひします。
- 遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。
- 大滝委員 今、ご報告がなかったので補足的に私の方から報告させていただきたいのですが、12月21日（日）にこの会場において新潟日報のみらい大学というプロジェクトの一環として、村上の堆朱フォーラムというのがありました。村上市と村上市教育委員会、村上市堆朱事業協同組合、新潟日報社の4社の主催によるものです。第1部で、基調講演をされていたのが人間国宝であります室瀬和美さん、蒔絵の人間国宝の方が来てくださいって、漆の木の話から様々、貴重なお話を伺いました。第2部では、富士美園の飯島さんや、〆張鶴の宮尾酒造の宮尾佳明さんや、観光協会の片野事務局長、そういう方たちに加えて、村上東中学校の2年生の女子生徒2人が、自分達が取材をして堆朱新聞というのを作ったのですが、その事から堆朱に関わった事例発表をしていただきました。
- 第3部で、グループディスカッションということだったのですが、この部屋に60人以上集まって非常に熱気がある中で、堆朱に関わらない一般の人がかなり市の内外から参加しており、その方達から堆朱に限らず、村上を元気にするにはどうしたら良いかというようなご意見をたくさんいただきました。非常に参考になりました。

- 遠藤教育長 貴重な情報をありがとうございます。
- 遠藤教育長 スケートパークの方で、12月15日のレッドブルの合宿。超一流の選手が集って、村上のスケートパークにどのような印象を持っていたでしょうか。
- スポーツ推進室主幹 レッドブルからはレッドブルジャパンと、アメリカの本体レッドブルのアメリカ人の方が見えまして、ナショナルトレーニングセンターに指定されている当施設を利用して、なぜ日本が強いのか理由が分かりましたというような会話をしてもらいました。当施設の環境に非常に感動されておりました。また、再来年には、レッドブル所属のアジアのトップ選手を招集し、また合宿に期待とのお声もいただいたところです。
- 遠藤教育長 大変良い評価を受けたのですね。はい、ありがとうございました。
- 遠藤教育長 他、よろしいでしょうか。
(意見無し)
- 遠藤教育長 それでは報第9号の一般報告事項は了承されました。
- ・議第24号 村上市立学校使用条例施行規則の一部を改正する規則制定について
 - ・議第25号 村上市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
 - ・議第26号 村上市総合文化会館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
 - ・議第27号 村上市さんぽく会館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
 - ・議第28号 村上市生涯学習推進センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
 - ・議第29号 村上市教育情報センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
 - ・議第30号 村上市スケートボード施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について
 - ・議第31号 村上市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について
 - ・議第32号 村上市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 遠藤教育長 次に、議第24号から議第32号について上程します。説明をお願いします。

学校校育課長

24号から32号までの議案は、全て公の施設の開館時間、開館日の見直し、使用料金の見直しに関係する議案ですので、はじめに24号から32号まで一括で共通する部分を説明させていただきたいと思います。本日、追加議案として提案させていただくことになりました。当日になりました大変申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。議第24号は学校教育課関係で1議案、議第25号から議第32号までは生涯学習課関係8議案に共通しております提案について、一括してご説明をさせていただいた後、各議案の説明をさせていただきたいと思います。今回、ご提案しております議案につきましては、令和6年度から令和8年度までの財政健全化集中取組期間によって進められている取組の内、施設の開館日及び開館時間の見直し、並びに公共施設の利用料、減免基準の見直しに關係して、令和7年6月に策定しました基本方針に基づいて見直しを行うものであります。12月19日に開催されました令和7年第4回市議会定例会で議決を得た条例改正に伴う規則の改正を本日ご提案させていただいているものになります。今回の見直しの1点目として、施設の開館日及び開館時間の見直しにつきましては、利用実態が少ない曜日、時間帯においても必要な施設運営経費を削減するために、利用者の影響を極力抑えられる様配慮しながら、開館日及び開館時間を見直し、維持管理費の適性を図るものになります。2点目につきましては、使用料及び減免基準の見直しについては、各施設の維持管理費も高く、原価計算などを行った上で受益者負担の適正を図っていく。全施設でこれまで冷暖房料を含めた1時間単位の使用時間として改めています。各施設の設置条例に基づいて規則等で定める減免基準につきましては、市全体でもって減免理由等設置して、統一的な考え方の下、基準を設定したほか、各施設での設置目的に応じた減免ということになります。10割の減免となるものについては、市の主催または市共催事業で利用する場合や、市以外の官公署が利用する場合としております。公共的団体の利用、施設の設置目的に応じた社会教育関係団体、社会体育団体等の減免率は5割としています。しかしながら、激変緩和措置として令和10年3月31日まで6割減免するとしております。各議案に共通しております提案については以上になりますが、今回追加提案する議案は公民館や体育館といった施設を利用する社会教育関係団体、社会体育団体などが施設利用を含めた来年度の活動を計画、活動に係る予算案の協議を毎年1月、2月に行うという事で、利用が見込まれる施設の開館日や使用料等の見直し内容をそれまでにお知らせする必要があるために、関係するすべての施設についてご提案させていただくものになります。武家屋敷等の文化

行政推進室所管の施設につきましては、施設の拝観といった観光的要素を含んでおりまして、社会教育団体等の定期的な利用がないことから、今回の定例教育委員会で提案させていただくこととしております。本日、机上に配布させていただきましたA4の綴の物が見直しの基本方針になりますし、A3の資料が頭の2枚が開館日と開館時間一覧。それ以降が使用料等の見直し一覧となっておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。それでは議第24号について、中山室長よりご説明させていただきます。

未来の学校創造室長 議第24号の提案理由について、ご説明させていただきます。議第24号は、村上市学校使用条例施行規則の一部を改正する規則制定についてあります。学校施設使用条例の改正内容についてですが、お配りさせていただいた見直しの一覧にございます、当条例で使用料の設定があるなどにつきましては、体育館と教室となっております。このうち体育館につきましては、建物ごとに、半分程度につきまして、1,000平米以上とそれから800平米以上へ1,000平米未満。それから800平米未満の3分の1以下になっております。この単価につきましては最も大きいこの1,000平米以上のところで、改定前が1時間700円であったものが、この基本方針により、1.5倍の1,050円としたところであります。条例の改正内容については以上であります、続きまして13ページ、この施行規則の改正内容になります。第5条に使用料の減免の条文が謳われております、第1項について、その文言と減免割合につきまして、基本方針に基づいて改正することと。また改定前の文言と別表の内容が重複しておりましたので、この別表を削除し、また照明料を含めた使用料として見直すということに伴い関係様式を変更するものです。変更内容については、この使用料欄の照明料の欄を削除することの変更でございます。説明は以上であります。

遠藤教育長

条例改定によって変更になったのが、この計算のプリントの開館日、開館時間の見直し一覧と使用料金ですよね。これはもう条例改定に決まったことですよね。教育委員会がどうこう言う話ではなく、決定したことです。今日取り上げているのは、その教育委員会規則の、改定の目的をもう1回、なぜ1つ1つ、やっているのか、そこだけ説明してもらえませんか。減免のお手続きのことだと思うのですが。

生涯学習課長

条例については、今の教育長のお話の通りです。ただ条例によらずに規則にゆだねている部分があります。例えば、開館時間と減免規定につ

いては、ほとんどが規則にゆだねていますので、そういったところを今回の規則で改正を行うというような中身になっています。

遠藤教育長 それは条例では改正できなかったのですよね。

生涯学習課長 そうです。あくまでも規則の中の規定ということなので今回ご提案をさせていただくというものになります。

遠藤教育長 そういうイメージでお聞きになっていただけですか。まず生涯学習の方も進めてもらっていいですか。

生涯学習課長 では生涯学習所管議第 25 号から、議第 32 号まで一括して提案の説明をさせていただきます。議第 25 号は村上市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正の内容は、午前 8 時 30 分から午後、10 時までの開館時間を午前 9 時から午後 9 時までに改め、減免割合を基本方針に基づいて見直しを行った他、冷暖房使用料を含めた使用料としたことに伴い、様式の変更を行うものでございます。

遠藤教育長 減免の割合や期間は。

生涯学習課長 減免の割合については先ほど冒頭のところで説明を学校教育課長のほうからさせていただいていると思うのですけれども。

遠藤教育長 全部共通、統一だということですね。

生涯学習課長 そうです。

生涯学習課長 それでは、議第 26 号は村上市総合文化会館条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。主な改正内容は午後 9 時 30 分までとしていた閉館時間を午後 9 時までに改める他、休館日を毎月第 2 第 4 月曜日から、毎週月曜日に、また年末年始は 12 月 28 日から 1 月 4 日までを同一建屋内の公民館に合わせ、12 月 29 日から 1 月 3 日までに改めるものです。また、減免割合を基本方針に基づいて見直しを行った他、冷暖房使用料を含めた使用料としたことに伴い、様式の変更及び、利用申請様式を公民館と同一の書式とするものでございます。

生涯学習課長 続きまして、議第 27 号は 45 ページをお開きください。村上市さんぽ

く会館条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は条例で 1 時間当たりの単位とした使用料を改めたことにあわせ、備品の使用回数をこれまでの午前午後夜間の時間体区分単位での 1 回から、連続する使用時間を 1 回とすることに改め、減免割合を基本方針に基づいて見直しを行った他、冷暖房使用料を含めた使用料としたことに伴い様式を変更するものです。なお、さんぽく会館の開館時間については条例で規定されていることから、規則での開館時間の改正はございません。続きまして 51 ページをお開きください。次に議第 28 号は、村上市教育情報生涯学習推進センター条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は、午前 9 時から午後 10 時までの開館時間を午前 9 時から午後 9 時までに改め、減免割合を基本方針に基づいて見直しを行った他、冷暖房使用料を含めた使用料としたことに伴い、様式を変更するものでございます。続きまして、58 ページをお開きください。議第 29 号は、村上市教育情報センター条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は午前 9 時から午後 10 時までの開館時間を、午前 9 時から午後 9 時までに改め、減免割合を基本方針に基づいて見直しを行った他、コンピューター設備の使用料を廃止したことに伴い、様式を変更するものでございます。続きまして、68 ページをお開きください。はい。議第 30 号は、村上市スケートボード施設条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。主な改正内容は、減免割合を基本方針に基づいて見直しを行った他、冷暖房使用料を含めた使用料としたことに伴い、様式を変更するものでございます。続きまして 80 ページをお開きください。議案第 31 号は、村上市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定についてであります。改正内容は、減免割合を基本方針に基づいて見直しを行ったものでございます。続きまして最後になります。84 ページをお開きください。議第 32 号は村上市図書館条例施行規則の一部を改正する所が規則制定についてであります。改正内容は神林農村改善センター及びさんぽく会館の開館時間の見直しに伴い、午前 8 時 30 分から午後 9 時までとしていた神林図書室の開館時間を午前 9 時から午後 9 時までに改め、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までとしていた山北図書室の会館時間を午前 9 時から午後 9 時に改めるものでございます。以上説明を終わらせていただきます。

遠藤教育長

はい。ありがとうございました。ではすべて議第 24 号から 32 号について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。

横山委員

資料を見きれてないので、厳しいのですが。今の変更については特に減免関係、条例に基づいての規則ですので減免については規則のほうで定めるという話と、それから金額あるいは時間についての細かい話がありました。それで1つ教えていただきたいのは、減免についてなのですが、例えば基準として、この見直し基本方針の6ページの中頃から減額免除についての基本的な考え方ということがあります。その下に100%の免除、50%の減額についての細かい説明がありますが、ここでちょっと教えていただきたいのは、例えば100%の場合、市（教育委員会及び指定管理者）が主催または共催する事業で利用する場合、というのがありますと、この場合の共催が気になるのですが、この主催、これは分かれますが、共催について、共催認定といいますか、共催しますよと、いろんな申請来ますよね。共催にしていただきたいという申請来ますが、いろんな団体から来た場合の共催認定のそういう基準が、市の方でもあるのか、あるいは教育委員会独自であるのかその辺がよく分かりませんし、それから認定の内容といいますか、細則みたいなものがあるのかどうか、その辺を教えていただきたいのです。それによって認定の仕方が大分変わってくるのかなと思うのですが。

社会教育推進室長

共催後援の要領というものがあります。その中で内容がいろいろ書かれておりまして、そこにあるものを共催するという形になります。後援の方は基本的に、賛意を示し実施に当り、後援の名義を与える形になって、経済的負担を負わないというような形になっておりますけれども、共催の場合は、経済的負担も入ってくるという考え方です。

横山委員

負担が入ってくるということは、50%は出してもらうということですか。

社会教育推進室長

いや、そういう50%とかいう規定はないのですが、一応後援の方にはその経済的負担が生じないというような書き方になっておりますし、共催の方については一緒にやるという形なので、その中で50%になるのか、30%になるのかというの、それぞれのものによるかと思います。

遠藤教育長

後援には経済的負担生じるでしょう。

社会教育推進室長

ないです。後援は教育委員会として賛意を示し実施に当り、後援の名義を与えるものです。

横山委員

要するに、申請して、教育委員会の共催ですよという形になれば、講演会とか何かをする団体は無料かなということで質問したのです。ですから大きな問題かなと思って、その意味でのその細則とか何かが工夫して大事になってくるのではないか。その辺の見直しとか何かっていうのは、どの部分ですか。全然上がってきてないので、それを質問したわけです。

生涯学習課長

現在もその村上市教育委員会の後援及び共催に関する標準事務取扱要領というものがございます。ですので、後援申請共催申請来た場合には、この要領に照らし合わせて、果たしてこれが共催すべき事業なのかどうかというところを、決裁を上げましてそれで共催もしくは後援というところの決定をさせていただいているところです。ですので、今現在この見直し使用料の見直しに伴って、減免基準が厳格にはなるのですけれども、それに伴う取扱要領を、変更するというような予定はしてございません。

横山委員

資料を細かく見てみてないのでわからないのですが、一般的には例えば特定の宗教とか政治の関係。団体とか何かに偏らないとか、そういうのが多分いろいろ書いている項目があるのでしょうけども、その辺の選定基準といいますか、その辺を厳しくしたのかなというふうに思ったのですが、そこでの判断材料は変わってないということですね。はい。わかりました。

生涯学習課長

変わらないです。あくまでも減免する事業を厳しくするというか、取り扱いを統一したというところでございます。

遠藤教育長

今後、私が先ほど確認した経済的な負担が生じる後援の場合は、減免されませんよね。

社会教育推進室長

はい、しません。

遠藤教育長

利用団体には負担が生じますよね。

社会教育推進室長

村上市教育委員会後援になれば、施設の使用料はいただく事になります。

遠藤教育長

利用団体はお金がかかりますよね。

- 横山委員　　村上市教育委員会共催はどうですか。
- 生涯学習課長　　共催であれば使用料は全額免除という形になります。
- 横山委員　　共催の場合ですね。はい、わかりました。
- 遠藤教育長　　市が主催というのは、教育委員会単独で主催というのも含まれるんですね。
- 横山委員　　それがここの括弧付の教育委員会及び指定管理者を含むってことですよね。
- 生涯学習課長　　おっしゃる通りです。
- 横山委員　　分かりました。共催基準が厳しくなるのかと思ったのですが。
- 遠藤教育長　　例えば 23 ページの表記で、23 ページのどこでもいいのですけど、午前 8 時 30 分を午前 9 時に、午後 10 時を午後 9 時に改めるという表記の仕方と、それから 85 ページの、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までを午前 9 時から午後 10 時までという表記の仕方が違いますが、同じことを言っているのですよね。分けて書いているところとまとめて書いているところがありますが。
- 社会教育推進室長　　同じです。
- 遠藤教育長　　同じことですよね。
- 社会教育推進室長　　はい。
- 遠藤教育長　　追加議案だったので、点検していただく時間がなかったと思うのですが、あとご質問の方よろしいでしょうか。
(意見なし)
- 遠藤教育長　　それでは、議第 24 号から議第 32 号まで、まとめて、承認されます方は举手をお願いいたします。
- （全員挙手）
- ありがとうございました。議第 24 号から議第 32 号は承認されました。

遠藤教育長 予定された議案について全て審議終了しましたが、その他ありますでしょうか。

遠藤教育長 次回定例会の予定をお願いします。

学校教育課長 1月の定例会ですが、1月29日木曜日 午後3時45分から生涯学習推進センター 2階 大・中会議室にて開催したいと思います。

遠藤教育長 各委員に確認し、全員了承する。

遠藤教育長 以上をもちまして、令和7年村上市教育委員会12月定例会を終了します。

午後5時15分閉会

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

教 育 長

会議録署名委員

会議録署名委員